

長野市権堂地区再生計画



平成29年10月

長野市

〈目次〉

1. 計画の位置づけ p.1

1. 目的
2. 上位・関連計画

2. 権堂地区まちづくりの現状と課題 p.3

1. 中心市街地活性化の背景
2. 権堂地区の現状と課題

3. 権堂地区まちづくりの目標 p.4

1. まちづくりの目標
2. まちづくりの基本方針
3. まちづくりの方策
4. まちづくり構想図

4. 権堂地区まちづくりの提案事業 p.9

1. 提案事業の抽出
2. 提案事業の概要
3. 提案事業の位置図
4. 核となる事業の位置づけ
5. 核となる事業の概要
6. 中長期における事業の展開

5. 提案事業の展開計画 p.17

1. 権堂地区まちづくりのロードマップイメージ
2. 初動期における事業の展開

6. 提案事業の推進体制 p.19

1. 推進体制の基本方針
2. 権堂まちづくり協議会の構成
3. 事業推進体制
4. 事業推進及びフォローアップ体制
5. 今後の課題

7. 権堂再生のテーマ p.23

＜資料＞

1. 計画の位置づけ

1. 目的

中心市街地の活性化のため、衰退の著しい権堂地区に賑わいを取り戻し、まちの再生に向けた具体策を官民協働で見出し、具現化を目指します。

- (1) 地元において検討されてきたまちづくりの計画を踏まえ、活性化に向け取り組むべき事業（ハード面、ソフト面）を具体的に提案します。
- (2) 官民が果たすべき役割分担を明確にします。
- (3) 主な事業については、その実現性と効果を明らかにします。
- (4) 主な事業の概略スケジュールを明らかにします。

2. 上位・関連計画

〈中心市街地活性化に関わる主な上位・関連計画〉

第四次長野市総合計画（平成 19 年度）
第五次長野市総合計画（平成 29～38 年度）

長野市都市計画マスタープラン（平成 19 年度）
長野市都市計画マスタープラン（平成 29 年度）
長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月）

長野市中心市街地活性化基本計画（平成 19～23 年度） ※次頁で概要を紹介。
第二期長野市中心市街地活性化基本計画（平成 24～28 年度）
長野市中心市街地活性化プラン（平成 29～33 年度）

〈権堂地区に関する計画〉

権堂地区再生計画

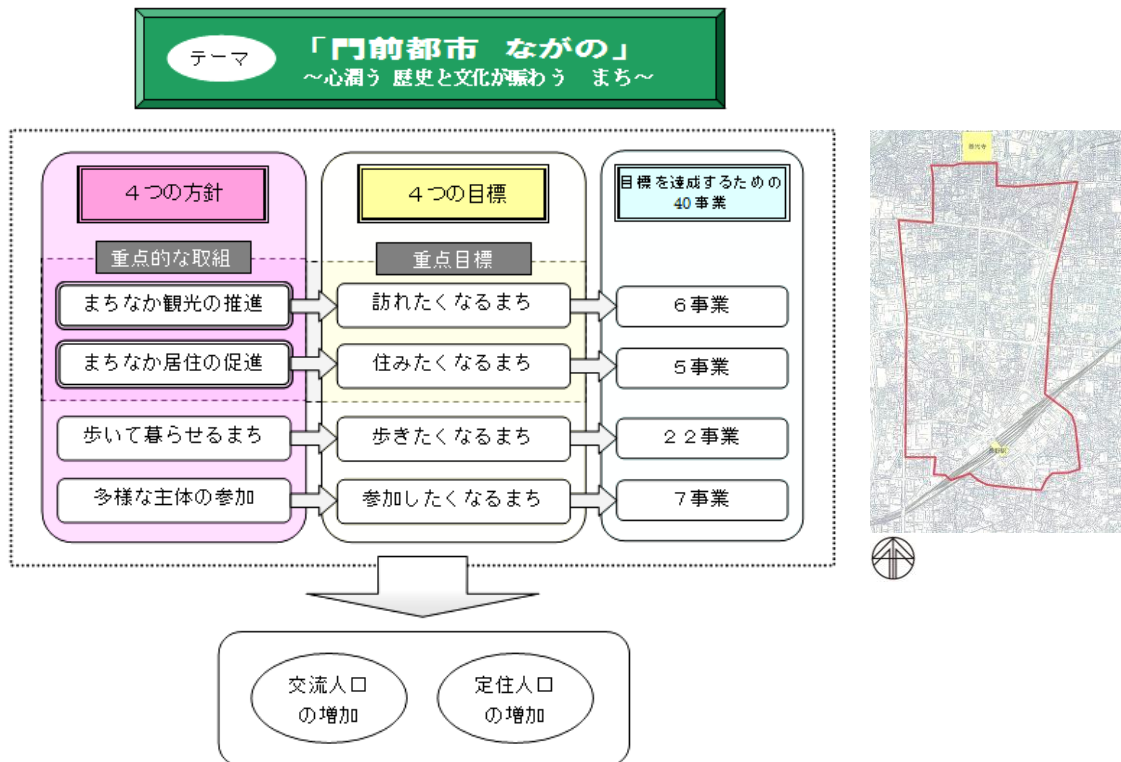
平成 24 年 2 月策定
平成 29 年 10 月改定

- ・まちづくりの目標、方針、方策
- ・まちづくりの提案事業
- ・核となる事業の概要
- ・提案事業の展開計画
- ・提案事業の推進体制

- i) “きらめく権堂商店街の創造”
長野市権堂商店街活性化構想
（権堂商店街協同組合 平成 2 年度）
- ii) “夢・語り・権堂”
長野市権堂商店街まちづくり計画
（権堂商店街協同組合 平成 14 年度）
- iii) 権堂にぎわい再生 構想案
（権堂にぎわい再生委員会 平成 19、20 年度） ※次頁で概要を紹介。
- iv) 権堂再生計画案
（権堂まちづくり研究会拡大委員会 平成 28 年度）

〈参考〉上位・関連計画 概要

■長野市中心市街地活性化基本計画（平成24年度）



■権堂にぎわい再生 構想案（平成19、20年度）

- 〈目標〉
- （1）歴史と文化の交流拠点……寺社旧跡等の文化遺産の活用、交流拠点の整備
 - （2）商業活動の充実……商店街イベント、来街者の安心・安全、地域密着型商店の再生
 - （3）都市機能の充実再生……交通結節点の整備、バリアフリー化、駐輪場の整備



2. 権堂地区まちづくりの現状と課題

1. 中心市街地活性化の背景

長野市中心市街地は、国宝善光寺の門前町として古くから全国に知られる街であり、人口約38万人を擁する地方中核都市・長野の発展の礎となってきました。

JR 長野駅から善光寺に至る善光寺表参道（中央通り）を中心に発展してきたエリアは、多くの歴史的遺産や業務・商業・文化を含む多様な都市機能が集積しています。

一方で、今日まで中心市街地活性化に向けた様々な取り組みが行われてきていますが、人口の減少、少子高齢化の進展、商店数・商品販売額・売場面積の減少、来街者の減少、地価の下落、低未利用地の増加がみられます。

また、全国的傾向より早いペースで人口減少、少子高齢化が進む長野市では、これに対応する集約型都市構造の形成が急務となっており、当該中心市街地における活力再生が長野市全体としての重要課題となっています。



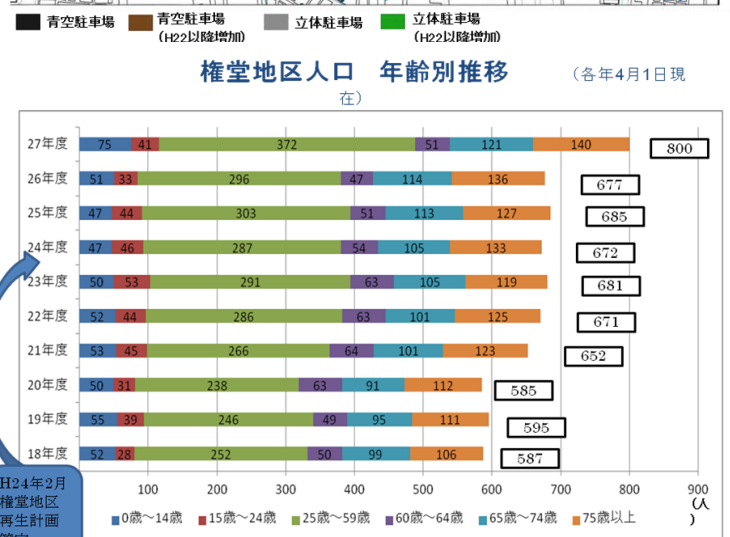
2. 権堂地区の現状と課題

物品販売店や飲食店が立ち並び権堂アーケード沿いは、権堂まちづくり協議会の取り組みなどから、平成 23 年以降、空き店舗は減少していますが、施設の老朽化や経営者の高齢化がみられます。

また、昭和 51 年の開店以来、中心市街地の賑わいを支えてきた地区内の大型店は、現状の施設による長期営業継続が困難な状況となっています。

権堂アーケード以外の部分には、居酒屋等の飲食・娯楽施設が多くあります。住宅は減少傾向にあり、青空駐車場等が多くなっています。

権堂B-1 地区第一種市街地再開発事業によるものなど、地区内及び周辺部にはマンションが立地しています。地区内人口は、直近 10 年間は 650 人前後を推移していましたが、平成 27 年度に 800 人へ増加しています。



3. 権堂地区まちづくりの目標

1. まちづくりの目標

権堂地区は、長野市中心市街地の軸線である中央通りに面し、善光寺周辺における来街者を誘引することができる優位な立地であり、長野大通りや長野電鉄権堂駅など、市民が訪れやすい場所です。

18世紀頃から善光寺参拝客で賑わった南北に延びる通りと、東西に延びる権堂アーケードを軸に、長野県内随一の繁華街であり、「商い」と「住まい」が混じり合う市街地として発展してきましたが、その後の社会状況や経済活動の変化の中で、活力を失い、区域内の居住者や権利者による取り組みだけでは、街全体として再生が困難な状況です。

これまでの蓄積（みち、建物、施設、活動、雰囲気など）に新たな街並みを加えて、地域住民・権堂を愛する人々が集い、夢を語り、楽しみ、行動することで元気になり、訪れる人も喜べるまちづくりを展開していきます。

上位計画及び市民アンケート、ワークショップなどでの議論・討論を踏まえ、改めてスタートする権堂地区のまちづくりにあたっては、

**“住みやすさを追求し、人を集める”とともに、
“街の魅力を高めることにより、賑わいを創出する”**

を目標としていきます。

2. まちづくりの基本方針

これからのまちづくりにあたっては、《昼と夜の役割や表情の違い》《市民と観光客の混在》《歴史的資産と今日の営み》《過去と現在》《表通りと裏通りの表情》《商売と暮らし》といった、相反する二面性が一つの街に共存・混在する状況が、今の「権堂らしさ」と捉えていきます。

「権堂らしさ」に着目しながら、次の五点をまちづくりにおいて大切にしていける基本方針としていきます。

- 一. 現在の「権堂らしさ」を見極め、その良さを伸ばしていく
- 二. 新たな要素により期待に応える新たな「権堂らしさ」を創り出していく
- 三. 「権堂らしさ」をつなげ、街と周り全体の価値を高めていく
- 四. 新たな「権堂」の面白さや利便さを、広く伝聞させていく
- 五. 新たな「権堂」の魅力を、常に‘手入れ’していく

目標

人を
集める

街の魅力
を高める

住みやすさ
を追求する

賑わいを
創出する

基本方針

一、現在の「権堂らしさ」を見極め、その良さを伸ばしていく

ワークショップ等を通じて認識された、その良さを伸ばしていくべき既存の「権堂らしさ」の資源

- ① 変化に富んだ個性のある“みち”（例えば小路）
- ② 由緒ある社寺・史跡・祭り
- ③ 雰囲気を持った古くからある蔵（その集積）
- ④ 歓楽街や飲食街（個店の集積状況）
- ⑤ 味の良い・雰囲気の良い個店

二、新たな要素により、期待に応える新たな「権堂らしさ」を創り出していく

市民アンケート等を通じて認識された、改善・創造により賑わいを招き、新たな「権堂らしさ」を創り出す要素

- ① 使いやすい駐車場
- ② ここにしかないモノ/コトの提供
- ③ 誰にとっても訪れやすい“しつらえ”
- ④ 子ども連れが安心してすごせる場
- ⑤ 日常を賄い、街の“核”となる商業空間

三、「権堂らしさ」をつなげ、街と周り全体の価値を高めていく

一、二で挙げた資源の活用や要素の導入を図りながら、それぞれが生み出す「権堂らしさ」を線や面で“つなげる”ことにより、街全体としての魅力の価値を高めていく。その「権堂らしさ」により、周辺地区の特徴を“取り込む”または“際立たせる”ことで、街と周辺地区全体の価値も高めていく。その際、出来ることから一つひとつ取り組んでいく。

四、新たな「権堂」の面白さや利便さを、広く伝聞させていく

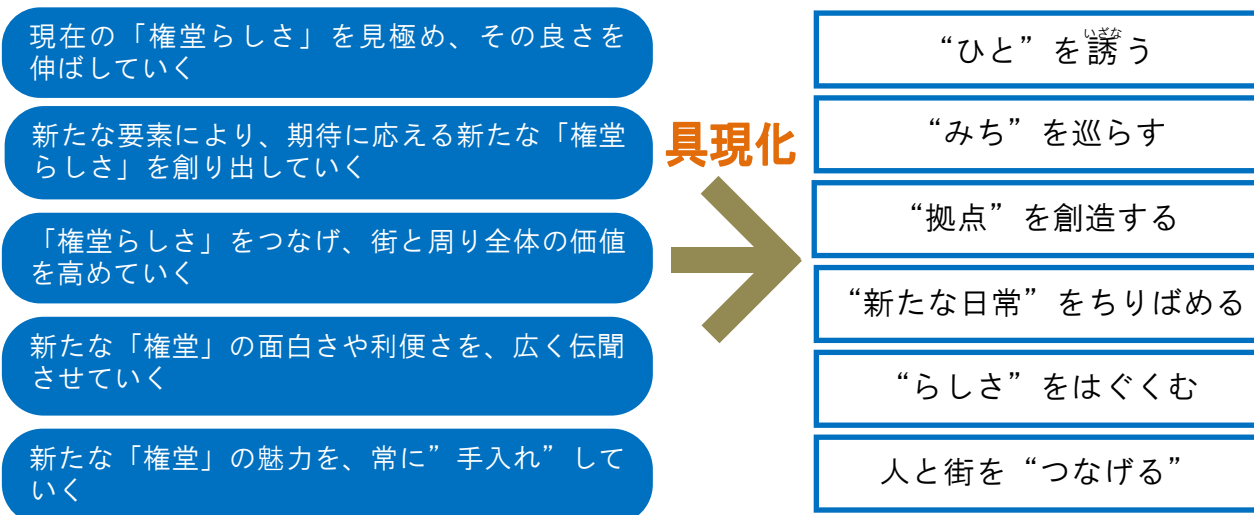
一、二、三は、人伝えや様々なメディアを通じて、市民や来街者側から、自然と情報が流れていくような、質と話題性の双方を備えた内容としていく。一方、まちづくり側からも、各種メディアを活用して魅力を情報として発信していく。

五、新たな「権堂」の魅力を、常に”手入れ”していく

「権堂」の魅力は一度につくりきれるものではなく、時間をかけて一つひとつ創り上げていくものである。創り出したものや活動は、その質や話題性が持続するよう、街全体として常に検証し、管理運営を継続していく。

3. まちづくりの方策

権堂地区のまちづくりにあたっては、五点の基本方針に基づく、「権堂らしさ」を具体化する方策として、6つの観点に集約した整備・事業の展開を考えていくこととします。



1. “ひと”を誘う（人々を誘引する突き出た魅力づくり）

- 1) 個店の特色や選択の幅、高い話題性、利便性、快適性等を備えて、訪れたい魅力づくりをする。
- 2) 善光寺門前を訪れる多くの“ひと”を呼び込む魅力の軸線を形成する。
- 3) 優位な立地を活かし、多くの“ひと”が訪れ、暮らしたくなる仕掛けづくりを行う。



2. “みち”を巡らす（拠点に招き回遊させるとともに、暮らしを支える基盤づくり）

- 1) 多くの“ひと”を拠点に招き、回遊させる機能を備え、暮らしの基盤として、ゆとりや潤いある空間となる道を整備する。
- 2) 善光寺参りの往来によって発展したまちの歴史に「権堂らしさ」が感じられる通りや小路を、沿道の特徴に基づいて再整備する。



3. “拠点”を創造する（住みやすさや賑わいを創出する拠点・小拠点の整備）

- 1) 再開発による新たな施設、あるいは用途や業種のまとまりによって、訪れる人を留めらせるとともに、暮らす人を増やしていくためのインパクトと求心力のある場所や空間を“拠点”として整備していく。

- 2) 約 15ha という広がりをもつことから、権堂アーケード他の軸線沿いに複数の拠点を、場所ごとの特徴に応じ、段階的に整備していく。
- 3) 既存の公共・公益施設や、権堂を守る神仏（＝寺社）や旧跡、象徴的な個店等を、“小拠点”として位置づけ、そこに市民や観光客が訪れ、回遊するように、様々な整備やソフト策の工夫を図っていく。



4. “新たな日常”をちりばめる（新たな混在を生み出す個性の誘発）

- 1) 空き店舗や空き蔵を修復・活用することで、その周辺に行くことが市民の“新たな日常”となり、楽しめるような居場所づくりを誘発していく。
- 2) 空き家を活用し、観光客を含む新たな居住者向けの短中期滞在施設や、学生・若者向けシェアハウス、アーティスト向けなど多様な居住形態に対応した、特徴ある利用を仕掛けていく。
- 3) 優位な立地を活かし、多くの“ひと”が訪れ、暮らしたくなる仕掛けづくりを行う。



5. “らしさ”をはぐくむ（混在が共存となる仕組みによるまち並みの形成）

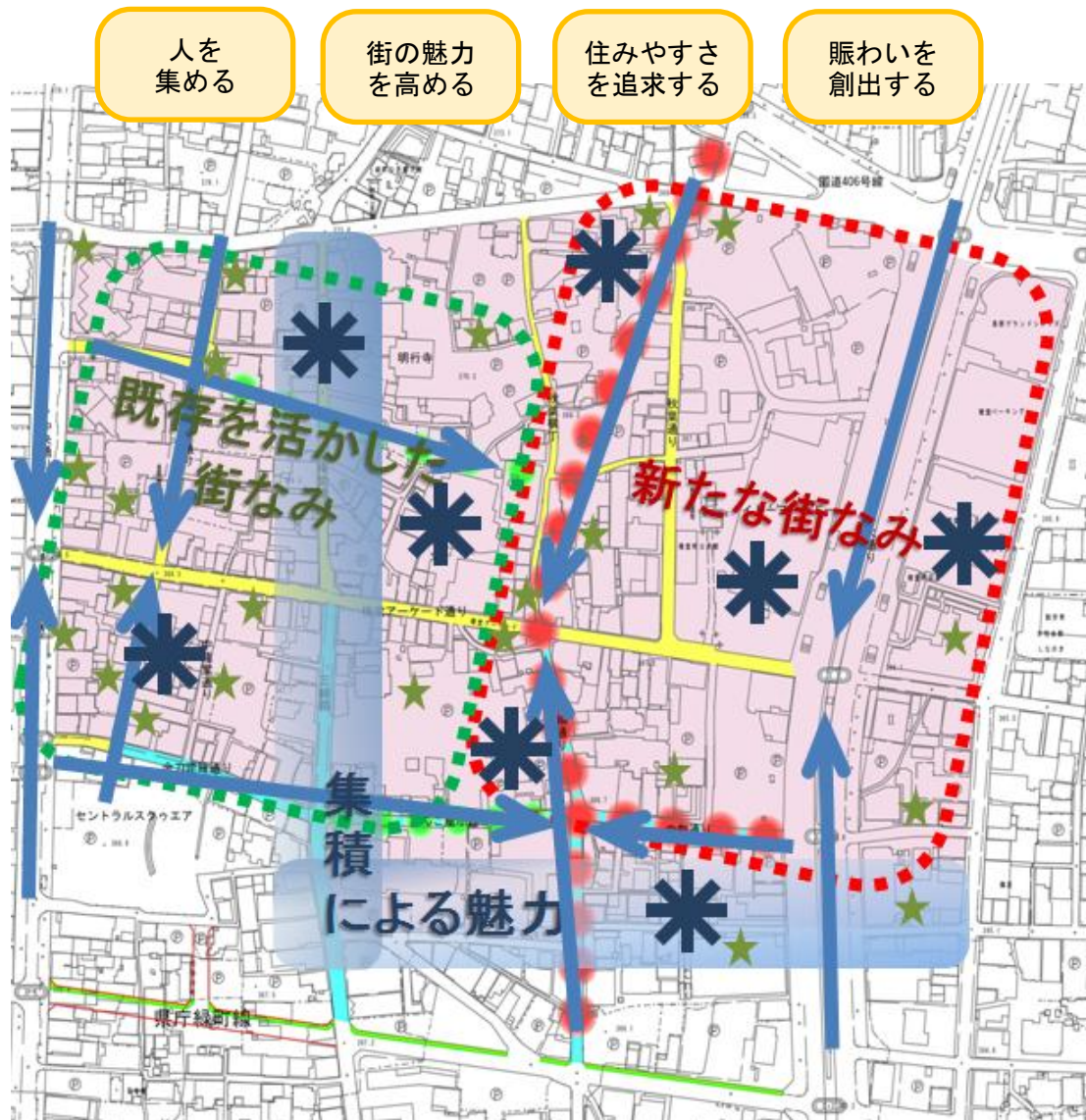
- 1) 所有者がまちづくりに積極的に関わり、街とメリットを享受し合いながら、まち並みの“ちぐはぐ”な混在や、無秩序な土地建物の運用といった、「権堂らしさ」を打ち消す要素を防ぎ、多面的な相反する要素が常に魅力であるようにする仕組みをつくっていく。
- 2) 通りや小路沿いの建物や工作物に、その場所の特徴に基づいた素材や表情を用いることで一体感を創り出していく。
- 3) 拠点や軸線、趣きある店舗や“みち”など、訪れる人や暮らす人の誰にとっても気持ちよく、使い易いように手を入れていく。

6. 人と街を“つなげる”（街の魅力を生み出し、増幅するプラットフォームの形成）

- 1) まちづくりを通して、権堂に関わる人々（住民、商業者、来街者等）のコミュニティ形成を図り、次の「権堂らしさ」の創出につなげる。
- 2) 再生の取り組みは、それぞれできるところから一つひとつ創り出していく一方で、時機を計った関係者の協働により、それらを“つなげる”ことで「権堂らしさ」を強めていくように進めていく。
- 3) まちづくりの取り組みについて、様々なメディアを活用したプロモーション活動を行っていくとともに、将来にわたり多くの人の意見を収集し、「権堂」の魅力を向上させていく。



4. まちづくり構想図



優位な立地を活かし、多くの“ひと”が訪れ、暮らしたくなる仕掛けづくり

個店の特色や選択の幅、高い話題性、利便性、快適性等を備え、訪れたくなる魅力づくり

多くのひとを招く魅力の軸線/拠点に招き回遊させる“みち”/ゆとりや潤い空間となる暮らしの基盤/誰にとっても気持ちよく、使いやすい“みち”

高い話題性で多くのひとを招き留まらせる“拠点”/暮らす人を増やしていくインパクトと求心力ある“拠点”/用途のまとまりや施設からなる“拠点”

訪れた人を回遊させる“小拠点”/市民の“新たな日常”となり、楽しめる居場所作りを誘発する“小拠点”

4. 権堂地区まちづくりの提案事業

1. 提案事業の抽出

これからの権堂地区が「こうなったら良いな」を起点に、どうしたら、住みやすく、人が集まり、街の魅力を高め、賑わいを創出することができるか、という視点から、ワークショップの意見交換より具体的な事業アイデアを集めました。

これに、当初計画策定時の意見や、評価・検討部会での意見も取り入れた中から、抽出・整理を行い、11 種別に分類しました。

■事業アイデアの主な意見

6 つの方策	事業アイデア
1. “ひと” いざな を誘う	・新しい味やアイデアを持つ人が転入しやすい環境整備(家賃軽減等) ・個性的な商品やサービス、センスを持った店の展開 ・意欲ある人達による良い起業、良いイメージ作り、良い店づくり ・京野菜や鎌倉野菜に負けない地元農産物の素材の良さを表現できる調理・加工技術の向上 ・そば、おやき等の伝統食文化を提供する施設の集積 ・県立大学「食健康学科」とタイアップした「健康・カラダに優しい食堂」 ・料理店・居酒屋街、バー・クラブ街等、連坦・集積による魅力創出
2. “みち” を巡らす	・幼児や高齢者、障がい者の回遊に配慮した歩行動線の整備（デザイン、材質、車両通行制限等） ・拠点への連絡道路、生活道路の整備 ・料金や決済方法を含む駐車場の統合（大規模商業施設と商店街との共用等） ・小路を活かした歩きたくなる道（プロムナード）の整備 ・意外性のある路地裏と連続性を持った建物 ・浅間横丁～金刀比羅通り間を歓楽軸とする沿道施設の集積 ・表権堂通りを観光軸とする沿道施設の配置
3. “拠点” を創造する	・生活全般の日用品やサービスを提供する大規模商業施設の整備 ・子育て支援や多世代交流等、地域課題に対応する場や“コト”の提供 ・商店街と相互利用可能な駐車・駐輪等施設整備、利用者特典の提供 ・句碑や野外彫刻のまち案内、アーティストによるワークショップ等の文化コンテンツや情報の提供 ・日本最古の映画館“松竹相生座・ロキシー”を中心とする文化ゾーンの形成 ・勢獅子など多くの祭りによる伝統文化発信 ・空き地や広場を活用した“ぼーっとして（何も考えずに）” いられる場所づくり ・蔵のまとまった一郭を活用し、カフェやお茶・お花等の市民講座を開催
4. “新たな 日常”をちり ばめる	・門前で成果を挙げている手法を導入する等して蔵を活用した新たな拠点を創造 ・お母さんたちが集まれる拠点や子どもたちの頼れる場所の提供 ・プレイリーダーが権堂地区の環境を使って遊び体験の提供 ・駐車場を、人が集まる場所（スポーツ施設／市場）として活用 ・子育て世代等の相談に高齢者が応える世代交流施設

5. “らしさ” をはぐくむ	・エリアマネジメントによる店舗や施設用途、土地利用等の配置と調整（通りや店に入りたくなる賑わい、集積による魅力向上、住み分けと共存の両立等） ・ハード/ソフト両面のユニバーサルデザイン（歩行者動線の利用ルール等） ・“憩い・潤い” スポットの配置（ベンチ、広場、気軽に立ち止まれる店、緑、水辺等） ・ゾーンや軸線の一体感を生み出すデザインや素材のルール統一 ・アーケードの活用や在り方の調整
6. 人と街を “つなげる”	・アイデアを議論・発見するプラットフォーム ・商習慣を含め新たな商文化の創造 ・“これからの人” が参加するまちづくり ・住民発の取り組みと発信（古い建物をリノベーションした暮らし・営み等） ・門前で成果を挙げている手法の導入 ・大規模商業施設の機能や用途に対する提案



1 1 の提案事業に分類

2. 提案事業の概要

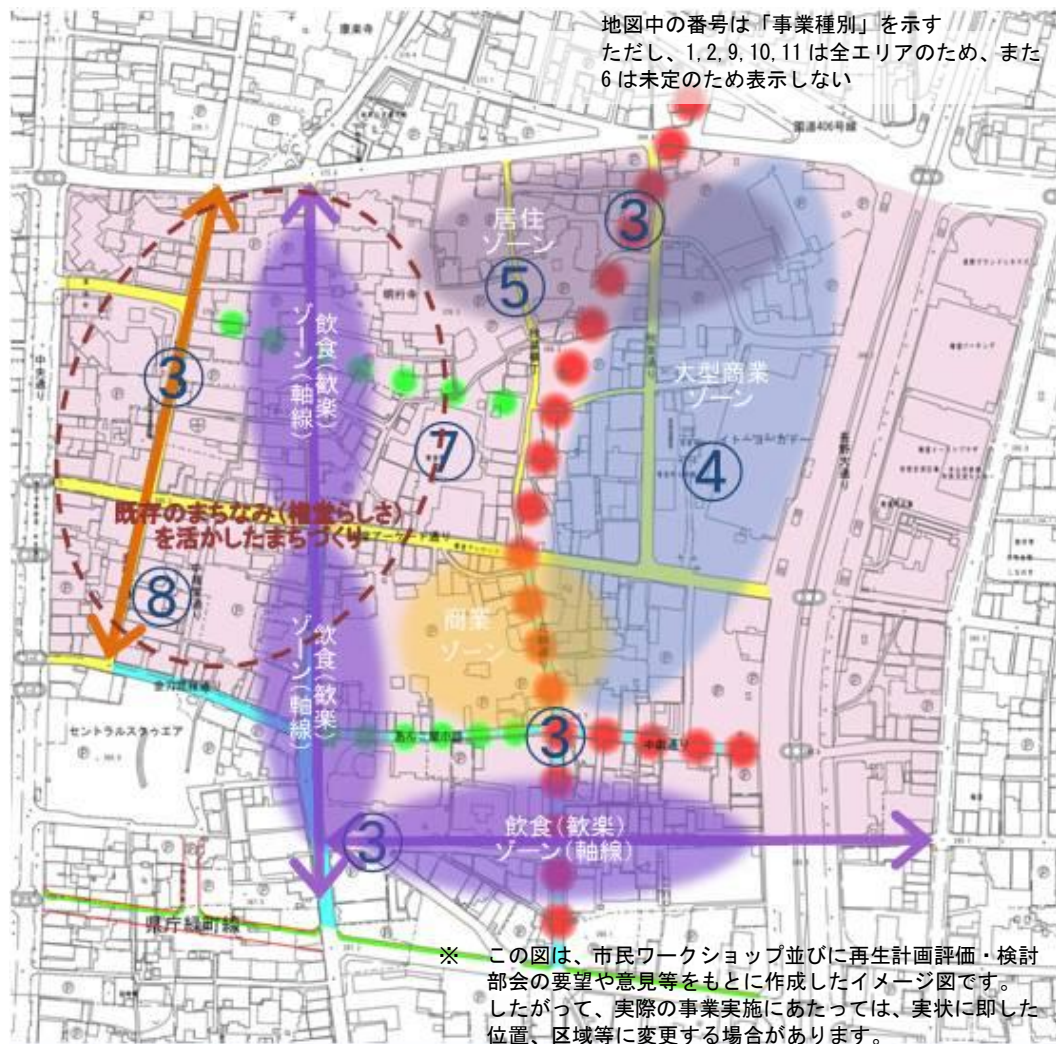
分類したそれぞれの事業を、次の項目について、再生計画全体における各事業の位置づけを検討しました。

項目	内容
実施箇所	想定される箇所、エリア
重 要 度	まちづくり全体への寄与度、必要度、賑わいの衰退への歯止め効果の高さを☆マークの数で表示
優 先 度	まちづくり活動の基礎と位置づけられ、他の事業より先行して進めることが望ましく、合意形成等が進んでおり、まちの活性化への即効性が特に高い事業を ☆☆☆ で表示 関係者との合意形成に時間がかかるものや空き店舗対策など早期に着手することが望ましい事業を ☆☆ で表示 関係者との調整が整い次第順次着手していく事業を ☆ で表示
実施主体	想定される実施主体を、民間（企業、まちづくり団体、NPO、商店街等）と市に分類
経 費	事業にかかる経費についておおよその規模（多、中、少）で表示

■ 1 1 種別の提案事業

	事業種別	提案事業	実施箇所	実施主体	重要度	優先度	経費	備考
1. “ひと”を誘 ^{いざな} う (人々を誘引する突き出た魅力づくり)	1 起業・出店支援体制の整備	●個性あるアイデアやセンスを持った事業者の新規参入拡大 ・開業コスト低減を図る制度（賃料上限制、改修補助等）の創設・充実 ・市内外からの起業/出店者の募集やスカウト ・空き店舗情報の発信	全エリア	民間市	☆☆☆	☆	少	意欲ある人達による良い起業、良い店づくりを地区全体の良いイメージにつなげるための環境を整備する事業。 権利者との調整、助成の財源が課題。
2. “みち”を巡らす (拠点に招き回遊させるとともに、暮らしを支える基盤づくり)	2 特色のある物販・飲食の展開	●長野市民の日常を扱う店舗の展開 ・地元農産物の素材の良さを表現できる調理・加工技術の向上 ・そば、おやき等の伝統食文化を提供する施設の集積	全エリア	民間	☆☆☆	☆☆	少	市民や周辺自治体住民の生活に根ざした商品を取り揃え、観光客にとっても本物の長野に触れることができる場としていく。
		●権堂地区の立地を活かした飲食の展開 ・県立大学「食健康学科」とタイアップした「カラダに優しい食堂」 ・大学/短大/専門学校のサテライトカフェテリア『GAKUSHOKU “楽” 食』	飲食（歓楽）の軸線付近		☆☆	☆	中	市内、特に中心市街地周辺に大学や専門学校が多く、また、西後町に県立大学寮が設けられることを最大限活用していく。
		●飲食及び歓楽の連たん・集積によるの魅力の創造 ・個性ある料理店/居酒屋等や、バー/スナック等を一定の場所に連たん、集積			☆☆	☆	中	個店の魅力に加え、一定のエリアに多数集積されることによる魅力を上乘せしていく。
3. “拠点”を創造する (住みやすさや賑わいを創出する拠点・小拠点の整備)	3 みち空間の整備	●多様な人々に配慮した回遊動線・駐車場の整備 ・デザインや材質等のハード、車両通行制限や占用等のソフト 両面からの配慮 ・拠点へ連絡する道路、暮らす人が必要とする道路の整備 ・料金や決済方法を含む駐車場の統合（大規模商業施設と商店街との共用等）	全エリア	民間市	☆☆☆	☆☆	多	車社会に対応した街並みを整備すると共に、暮らす人々や来街者にとって、防災上・安全上必要な機能を確保することで、地区全体の活用を可能としていく。
		●小路を活かした歩きたくなる道（プロムナード）の整備 ・舗装・街路樹・街灯等による特色ある小路と憩いの施設の整備 ・意外性のある裏路地と連続性を持った建物の誘導		民間市	☆☆	☆	中	
		●歓楽軸・観光軸の構築 ・浅間横丁～金刀比羅通り間を歓楽軸とする沿道施設の集積 ・表権堂通りを観光軸とする沿道施設の配置 ・まちの主軸「権堂アーケード通り」沿道施設、装い（舗装・街灯等）、憩いの整備	各軸線付近	民間	☆☆	☆	中	エリアマネジメントにより、ゾーニングとして軸線を形成する。 隣接地区との魅力の相乗効果を生み出す。
4. “新たな日常”をちりばめる (新たな混在を生み出す個性の誘発)	4 大規模商業施設の整備	●商業の核となる大規模商業施設の整備 ・多世代に対応して長時間滞留可能なアミューズメント性豊かな空間の構成と購買意欲を満足させる魅力ある空間と商品構成	イトーヨーカドー一帯	民間	☆☆☆	☆☆☆	多	他の事業への影響が極めて大きいため、早期に実施内容を検討する必要がある。
	5 居住環境の整備	●居住場所と良好な環境の整備 ・居住人口を増加させる受け皿となる宅地や住宅・集合住宅の整備 ・来街者にも使いやすい憩いの広場の整備	住居ゾーン周辺	民間	☆☆	☆☆☆	多	
	6 情報発信拠点の整備	●権堂のまちづくりと魅力の情報発信 ・見て触れて参加できる「権堂」まちづくり活動と情報発信拠点の整備運営 ・句碑や野外彫刻のまち案内、アーティストによるワークショップ等の文化コンテンツや情報の提供 ・まちづくり活動等を通じた暮らす人同士や訪れる人々との交流促進	未定	民間市	☆☆	☆☆	中	権堂の魅力を発信。人を集め、まちづくり・人づくりの中心となる場所として持続的に行う事業。 場所の選定と運営費が課題。
5. “らしさ”をはぐくむ (混在が共存となる仕組みによるまち並みの形成)	7 劇場を活用した文化の発信	●日本最古の映画館「松竹相生座・ロキシー」を中心とする文化ゾーン形成 ・周辺施設を活用し、「テーマ性」を意識した周辺環境の整備	映画館及びその周辺	民間	☆☆☆	☆	多	賑わいの核となりうる事業だが、ショッピングモール内施設との差別化を図るため、着手までに期間をとる必要がある。
		●地区の伝統・文化・歴史継承の広場 ・勢獅子など多くの祭りによる伝統文化発信 ・大規模商業施設と一体的利用が可能な緑豊かな神社境内	大規模商業施設と劇場とに近接		☆☆	☆☆	多	また、計画内容によっては事業費が課題。
	8 古い建物等の活用	●蔵造りの古い建物等を活用した新たな拠点の創造 ・権堂地区の環境を使って遊び体験を提供 ・市民の交流拠点としての整備と運営（ゲストハウス、市場、カフェ、カルチャースクール、アンテナショップなど） ・駐車場を、人が集まる場所（スポーツ施設／市場）として活用	空き蔵等駐車場	民間	☆☆	☆	中	まちの魅力・新たな日常の創出に蔵の魅力が即活用できる事業。他の事業に比べ即効性が高い。 駐車場転用は、週末等のみの展開も視野に実施。
6. 人と街を“つなげる” (街の魅力を生み出し、増幅するプラットフォームの形成)	9 多世代の活動拠点の整備	●年齢性別問わず、権堂を拠点とした活動空間の整備 ・お母さんたちが集まれる拠点や子どもたちの頼れる場所の提供 ・子育て中の自由時間づくりにもなる高齢者と子どもたちの交流場所の提供	全エリア	民間	☆☆	☆☆	中	
	10 権堂らしさを創造する体制づくり	●エリアマネジメントによる施設用途、土地利用等の配置と調整 ・通りや店に入りたくなる賑わい、集積による魅力向上、住み分けと共存の両立等 ・”憩い・潤い”スポットの配置（広場、芝生、ベンチ、立ち止まれる店、緑、水辺等） ・駐車場・駐輪場、広場の利用に応じたポイント付与(BOX設置)等による回遊の誘導 ・アーケードの活用や在り方の調整	全エリア	民間	☆☆☆	☆☆	多	地区全体の土地利用やまちづくりルールの基盤であり、早期に実施すべきである一方、時間をかけた利害調整が必要。 また、制度や体制の維持運営費用も課題。
		●地区独自のまちづくりのルールづくり ・ゾーンや軸線の一体感を生み出すデザインや素材のルール設定		民間市	☆☆	☆☆	少	法的拘束力を持たない場合、実効性の担保が課題。
	11 まちづくりプラットフォームの構築	●アイデアを議論・発見するまちづくり会議の運営 ・商習慣を含め新たな商文化の創造 ・住民発の取り組みと発信（古い建物をリノベーションした暮らし・営み等） ・大規模商業施設の機能や用途等、各事業に対する提案	全エリア	民間市	☆☆	☆☆	少	各実施主体の事業行程とのシンクロが課題。

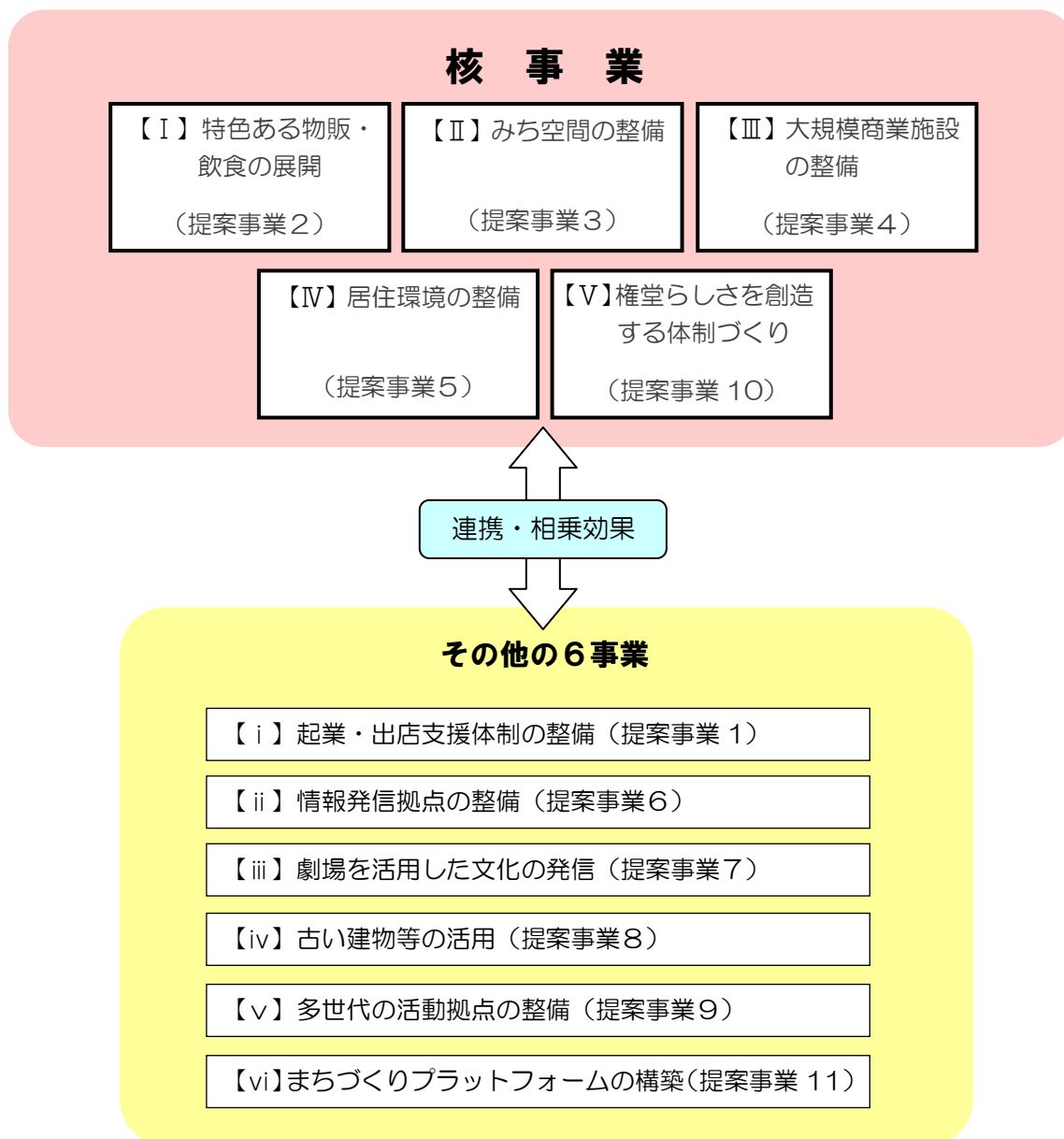
3. 提案事業の構想イメージ



事業種別	提案事業
1 起業・出店支援体制の整備	●個性あるアイデアやセンスを持った事業者の新規参入拡大
2 特色のある物販・飲食の展開	●長野市民の日常を扱う店舗の展開 ●権堂地区の立地を活かした飲食の展開 ●飲食及び歓楽の連たん・集積によるの魅力の創造
3 みち空間の整備	●多様な人々に配慮した回遊動線・駐車場の整備 ●小路を活かした歩きたくなる道(プロムナード)の整備 ●歓楽軸・観光軸の構築
4 大規模商業施設の整備	●商業の核となる大規模商業施設の整備
5 居住環境の整備	●居住場所と良好な環境の整備
6 情報発信拠点の整備	●権堂のまちづくりと魅力の情報発信
7 劇場を活用した文化の発信	●日本最古の映画館“松竹相生座・ロキシー”を中心とする文化ゾーン形成 ●地区の伝統や歴史継承の広場
8 古い建物等の活用	●蔵造りの古い建物等を活用した新たな拠点の創造
9 多世代の活動拠点の整備	●年齢性別問わず、権堂を拠点とした活動空間の整備
10 権堂らしさを創造する体制づくり	●エリアマネジメントによる施設用途、土地利用等の配置と調整 ●地区独自のまちづくりのルールづくり
11 まちづくりプラットフォーム構築	●アイデアを議論・発見するまちづくり会議の運営

4. 核となる事業の位置づけ

11 の提案事業のうち、重要度及び優先度の高い5事業を核事業と位置づけ、他の提案事業と連携させながら、先行的に事業実施に向けて推進していきます。



5. 核となる事業の概要

11 の提案事業のうち、核となる5事業については、再スタート初期に実施する事業と位置づけて、早期実現が図れるよう、計画、着手、展開していきます。

実施にあたっては、それぞれの事業が円滑に、また効果的に展開するよう、進捗状況等相互に連携調整を図りながら、中長期的事業を先導していきます。

■ 核事業の展開方針とクリアすべき課題

核事業	展開方針	クリアすべき課題
【Ⅰ】特色ある物販・飲食の展開 (提案事業2)	市民アンケートやワークショップで得られたニーズに対応し、権堂にしかないモノ・味・サービスを提供することで、改めて、市民の日常を賄う商業空間を創出、充実させていきます。また、これによって観光客にとっても“リアルな長野市民の暮らしが体感できる商店街”となることを目指します。 地元素材の良さを表現できる調理や加工の技術向上に取り組むと共に、それをバリエーション豊かに味わえるよう店舗の集積を図ります。 また、近隣地区に信州大学や県立大学寮等が立地する優位性を活かして、学生間や学生・地域間の交流を支える機会や場を創造します。 近隣の大学・短大・専門学校等のまちなかの学食となるサテライトカフェ「“楽”食」、県立大学「食健康学科」と連携する「カラダに優しい食堂」などの設置を図ります。	市民ニーズに対応したエリアマネジメントによる店舗の立地調整【核事業Ⅴの推進】 市民が訪れやすい道や駐車場整備【核事業Ⅱの推進】 地元素材を活かした調理技術の導入と普及（関連：提案事業1、11） 教育機関・近隣地区との調整・連携
【Ⅱ】みち空間の整備 (提案事業3)	核事業【Ⅲ】や【Ⅳ】により地区内に整備する拠点を連絡し、地区内の事業や生活を支える道路を、形状や材質、車両制限や占用方法等、ハード/ソフト両面から、障がいの有無や程度によらず使いやすく整備していきます。 また、増加している駐車場についても、料金や決済方法を核となる商業施設と商店街とで共用するなど、相互連携と利便性向上を図ります。 核事業【Ⅴ】としても業種集積、軸線構築を進める一方、主軸であるアーケード通りについてあり方を見定め、必要な整備を検討していきます。	沿道施設の整備・運用に関する統一ルール策定【核事業Ⅴの推進】 関連核事業の実現性【核事業Ⅲ、Ⅳ】
【Ⅲ】大規模商業施設の整備 (提案事業4)	中高層の近代的な建物が立ち並び長野大通り沿いに、市民ニーズに応える新たな「権堂らしさ※」を創造する施設として、商業の核となる商業施設を検討します。 核事業【Ⅱ】や【Ⅳ】との相乗効果で、市内外からの来街者と、権堂地区の居住者を増やしていくインパクトと求心力あるものとなるよう、 ・誰にとっても訪れやすいユニバーサルデザイン ・購買意欲を満足させる魅力ある空間と商品構成 ・快適に楽しめるアミューズメント性豊かな空間を備えたものとしていきます。 ※次ページ【Ⅴ】参照	実施主体内（権利者、事業者）の合意形成 市民との合意形成 実状に即した実現可能性のある事業計画の策定（規模、経費、期間、施設内容等） 合理性のある整備手法の選択

【Ⅳ】居住空間の整備 (提案事業５)	核事業【Ⅱ】や【Ⅲ】による面的な整備に併せ、事業区域の居住者や事業者が権堂地区内にとどまれるようにすると共に、新たな居住者の受け皿となる敷地や住居を整備します。 核事業【Ⅰ】や核事業【Ⅲ】による、暮らしに欠かせない魅力である商業と共に、居住者にも来街者にも使いやすい憩いの広場を提供し、定住人口を維持しながら、さらなる居住人口を誘引していきます。	実状に即した実現可能性のある事業計画の策定（規模、経費、期間、施設内容等） 合理性のある整備手法の選択
【Ⅴ】権堂らしさを創造する体制づくり (提案事業１０)	『権堂らしさ』とは「相反する二面性が一つの街に混在・共存する状況」であると捉えていきます。 様々な要素の“混在”を“共存”にしていくなため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みである「エリアマネジメント」によって『権堂らしさ』を磨いていきます。 取り組みの一つとして、「所有」と「使用」の分離により、権利者の利益を確保しつつ新たな活用を図る組織を構築します。これにより、通りや店舗に人を誘^{いさな}う賑わい、業種・用途の集積から生まれる住み分けと共存の両立、魅力の向上を図るための、店舗や土地利用、憩いスポット等の最適な配置を進めていきます。 また、建物や工作物の形や素材、ユニバーサルデザインや景観等について、ハードソフト両面にわたる法令に基づく協定等あるいは権堂地区独自の決まりを構築し、エリアの特徴に基づいた一体感や、訪れる人・暮らす人の誰にとっても気持ちよく使いやすいまちを創出します。	実現可能性のあるエリア設定 エリア内権利者等関係者の合意形成 エリアマネジメント組織の早期構築 エリアマネジメント体制の維持運営費用 住民・事業者・地権者等による主体的な権堂地区全体エリアのマネジメント 事業の継続性

6. 中長期における事業の展開

11 の提案事業のうち、核となる5事業を除く事業については、中長期に実施する事業と位置づけて核事業の進捗状況に合わせて計画、展開していきます。

■中長期事業の展開方針とクリアすべき課題

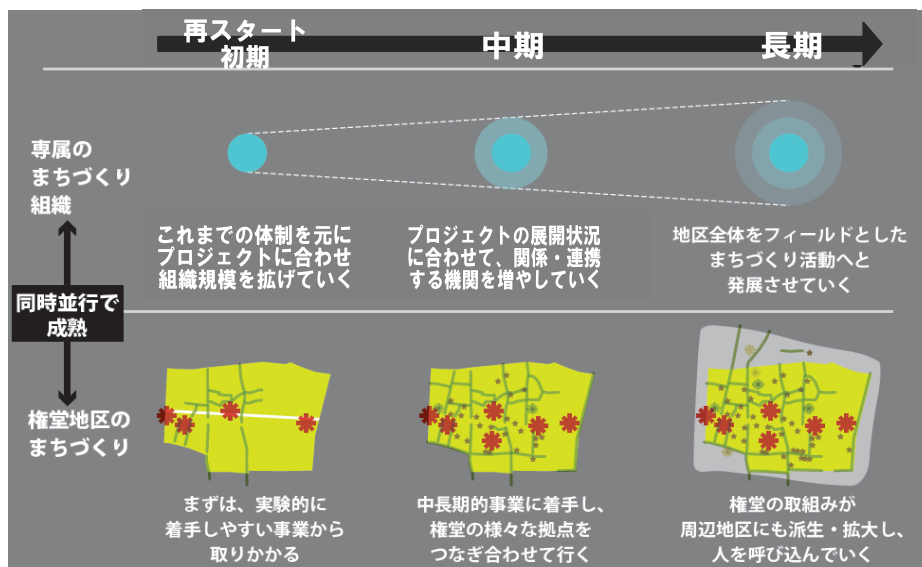
中長期事業	展開方針	クリアすべき課題
【i】起業・出店支援体制の整備 (提案事業1)	参入希望者側に立ったニーズの調査・研究に取り組み、先行する核事業【V】の中で、制度設計を行います。 核事業【IV】等に関連して店舗等が整備される場合や、空き店舗発生が見込まれる場合に備えて、運営体制を整えて行きます。	関係権利者の調整 低減分賃料の補填等制度設計
【ii】情報発信拠点の整備 (提案事業6)	核事業【IV】に盛り込まれる機能との連携に配慮した、情報内容や拠点位置とします。 SNS やデジタルサイネージ等の ICT を活用し、人件費抑制と収入確保を図る等、事業継続性に配慮した運営を進めます。	設置場所の選定 事業の採算性、継続性
【iii】劇場を活用した文化の発信 (提案事業7)	施設の保全・改修や部分的な機能のコンバージョンとともに、核事業【II】、【III】に伴う周辺ハード整備に応じ、既存広場を含む周辺の活用を図ります。 活用テーマは核事業【V】により、ゾーニングや軸線に連携したものとします。	関係権利者の調整 事業計画及び事業手法検討 維持管理費の確保
【iv】古い建物等の活用 (提案事業8)	核事業【II】による軸線など、即効性とインパクトを踏まえて核事業【V】に盛り込み、古い建物の保全と、味わいが活かせるテナントを誘致します。	関係権利者の調整 テナント業種の検討・誘致、 改修費（支援）の確保 事業の採算性、継続性
【v】多世代の活動拠点の整備 (提案事業9)	使われていない建物を用途変更する等、ニーズ把握及び関係権利者の調整を図りながら整備を行います。	事業主体の明確化 事業の採算性、継続性
【vi】まちづくりプラットフォームの構築 (提案事業11)	商品やサービスの提供、情報発信、施設の整備・運営など、「する側」と「受ける側」相互の課題やニーズの掘り起こしを重ね、アイデアの提案を行います。	各提案事業行程に合わせた 検討と提案

5. 提案事業の展開計画

11 の提案事業の展開にあたっては、重要度及び優先度の高い核となる事業から実現していくものとし、再スタート初期及び中長期に分けて事業の実現を目指します。

1. 権堂地区まちづくりのロードマップイメージ

「まちづくり組織」及び「まちづくり」の展開は次のとおりです。



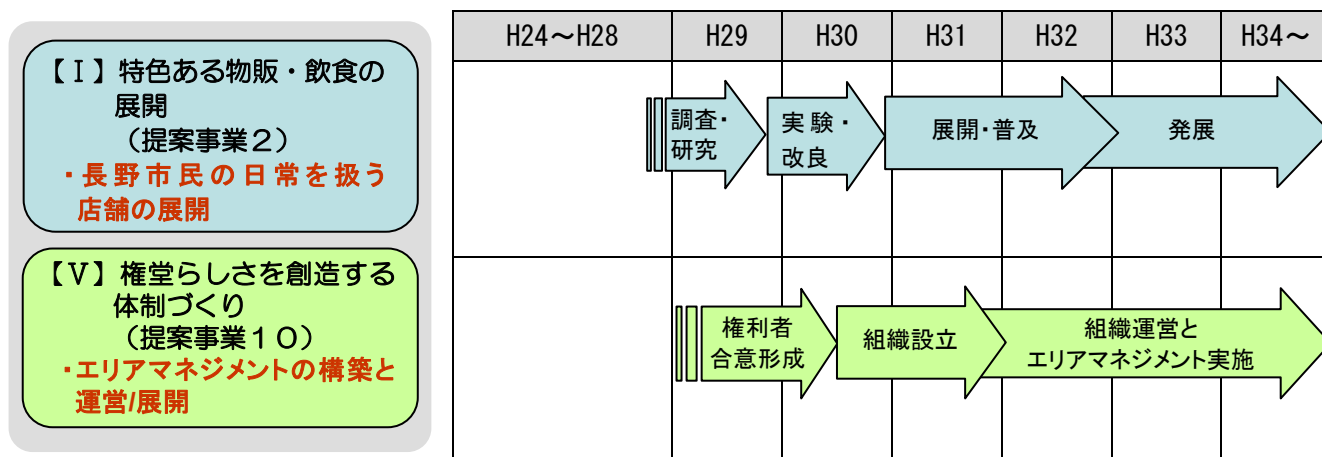
- ▶ **初 期** 重要度、優先度の高い事業や合意形成が整っている等、まちづくりの起爆剤となり得る着手しやすい事業から取りかかる（おおむね4～5年以内に）。
- ▶ **中 期** その他の事業について、初期に着手した事業との関連性を持たせながら、様々な拠点をつなぎ合わせていく。
- ▶ **長 期** 地区全体をとおしてのまちづくり活動へと発展させ、周辺地区と協調しながら中心市街地全体に賑わいを派生、拡大させていく。

2. 初期における事業の展開

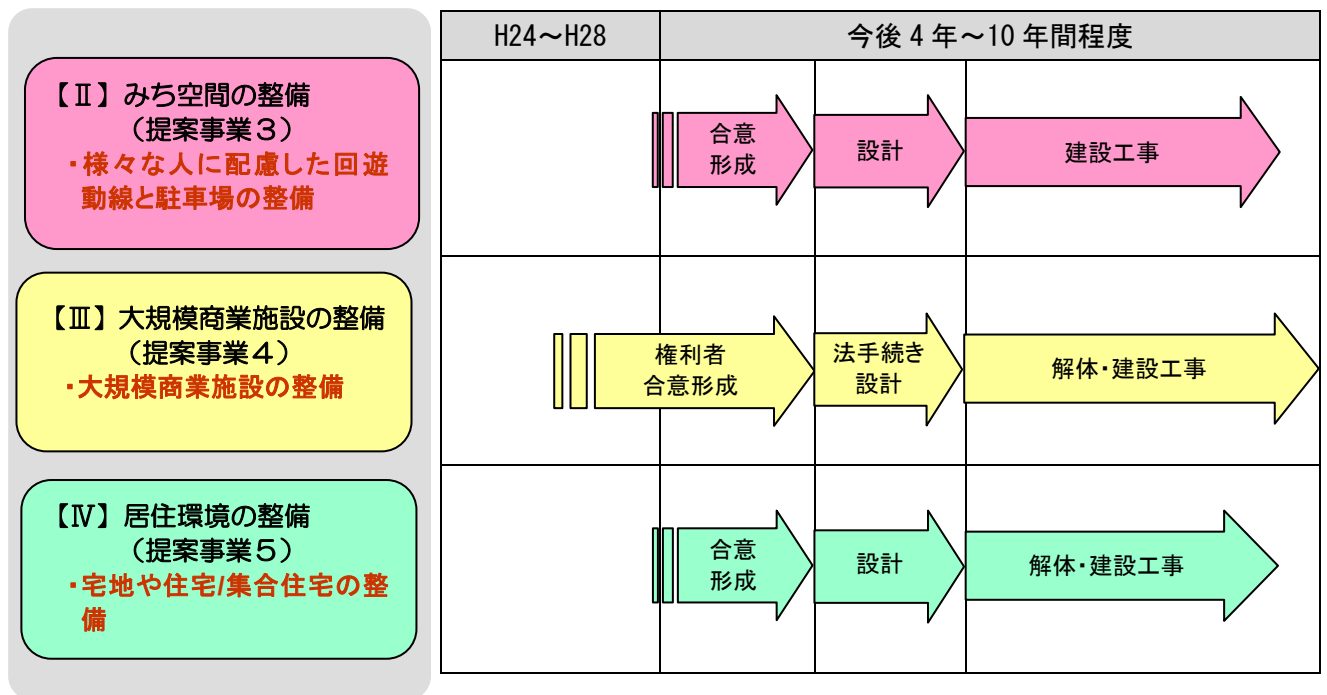
重要度及び優先度の高い核となる5事業を再スタート初期に展開する事業とします。

■初期事業の展開スケジュール（案）

＜大規模なハード整備を伴わない事業＞



＜大規模なハード整備を伴う事業＞



6. 提案事業の推進体制

1. 推進体制の基本方針

まちづくり構想の実現に向けては、地元関係者等により構成された「権堂まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）及び土地や建物の権利者により構成された組織（以下「権利者会議」）が中心となり、各事業を推進することが望ましいと考えられます。

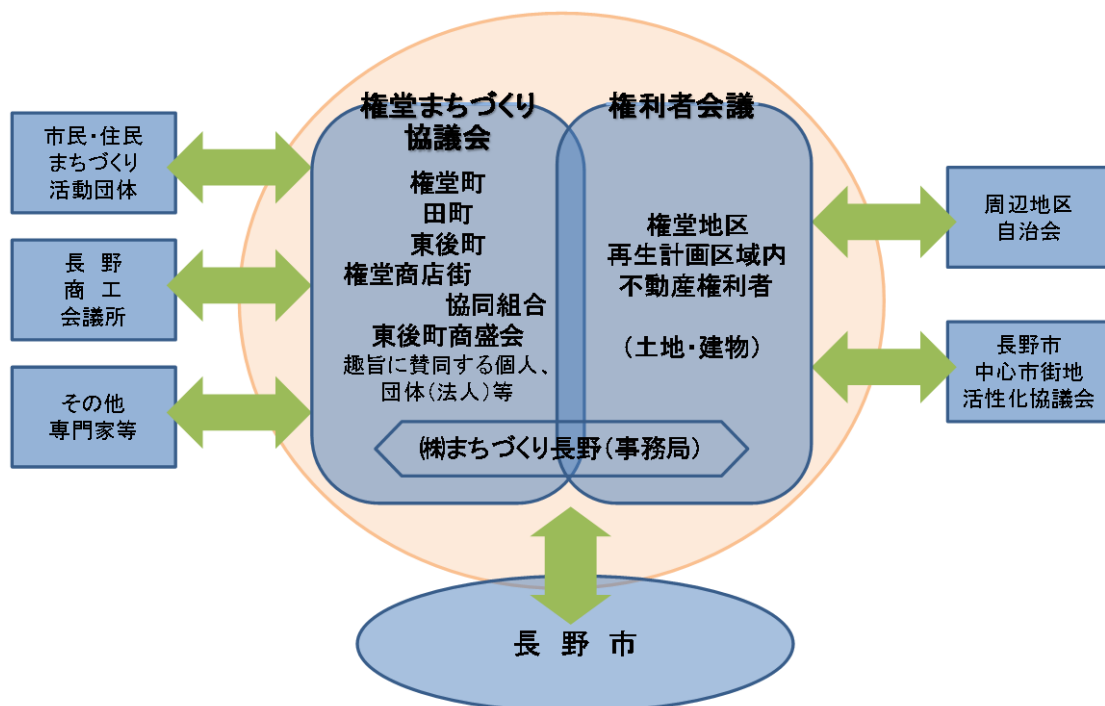
協議会と権利者会議はエリアマネジメントにより権堂地区の価値を向上させるため、まちづくりに関するアイデアや事業提案等の受け皿となり、関係者との連携と情報共有の場となりながら、事業具現化への推進サポートや事業主体となることを役割とします。

2. 権堂まちづくり協議会の構成

協議会の構成としては地域内の小売業者、企業経営者、商工会議所会員、自治会や商店街等の代表などが望ましいと考えられます。また、法律、建築、ボランティア管理、不動産等の分野における専門知識を持つ人が含まれると活動が進めやすくなります。

初動期における推進体制としては、機動力とコミュニケーションのとりやすさを重視したコンパクトな構成とします。

また、事業の展開に応じて協議会の構成範囲を拡張しながら、協議会内部やそれを取りまく関係者と協働して事業を実施し、協議会の自立発展を図っていきます。



3. 事業推進体制

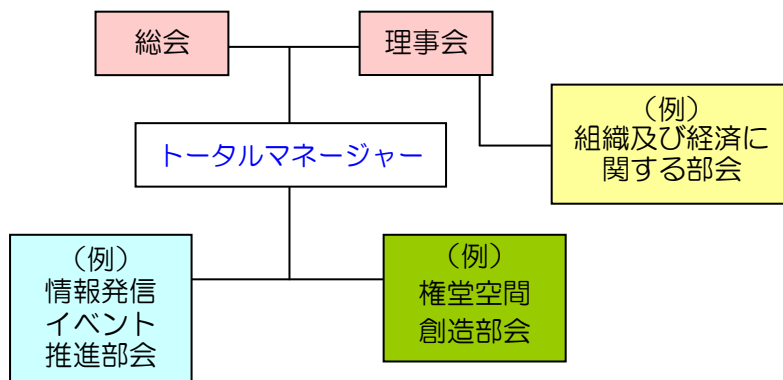
協議会は各事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて理事会のほか、部会を設置し、担当部会が主体となって事業を実施します。また、各部会をトータルマネージャーが総括する体制を整えます。

(例) ・ 情報発信・イベント推進部会

・ 権堂空間創造部会

・ 組織及び経済に関する部会

■ 権堂まちづくり協議会推進体制 (案)



権利者会議は事業に関係する不動産権利者が主体となって事業を実施します。

(例) ・ ○○地区再開発事業

■トータルマネージャーの役割

- ・再生計画の実現に向けて、提案事業の提案・企画・調整・とりまとめの牽引役
- ・提案事業やまちづくり協議会の事業計画の立案及び実行に対してのまとめ役
- ・日常業務を管理監督
- ・各部会活動と理事会との連携をとるための各部会間との情報伝達活動
- ・広報の管理及び地域の市場情報の収集

■協議会の活動内容

協議会の活動は次の項目が想定されます。

- (1) 再生計画が地域全体に欠かせないものだという大原則をアピールし続け、かつ地域に対し活動への参加を提唱し続ける。
- (2) 広く地域の各機関や団体等との連携や多様な活動を生み出す事業を企画・協議・検討し事業を実施する。
- (3) ボランティアの参加を推進する。
- (4) 再生計画の実現だけではなく、まちづくり協議会の継続的な自立運営が可能になるような仕組みを整える。

■部会の構成及び役割

部会は再生計画における提案事業を具体的に進めるために組織されます。各部会は、理事会役員・事務局（㈱まちづくり長野）・まちづくり協議会会員を主として構成します。また、必要に応じて、長野市・長野商工会議所・関連自治会・まちづくり活動団体・各種専門家等と協働し、事業実施に向けての方針を立てます。また、まちづくり協議会における部会の役割は次のとおりです。

- (1) 再生計画における提案事業の実現に向けての中心的な存在となる。
- (2) 事業計画と現場で実際に行う様々な取り組みをつなぐ役割を持つ。
- (3) 協議会の自立運営が可能となるよう様々な、提案・企画・調整等を行う。

■各部会の役割

各部会の役割として、次の項目が想定されます。

(例)情報発信・イベント推進部会

- ・権堂地区及び周辺地区の情報発信
- ・権堂地区の活性化を目的としたイベントの開催と仕組みづくり

(例)権堂空間創造部会

- ・事業関係者（権利者や行政など）との情報交換をし、他部会の事業と連動したまちづくりの実現
- ・再生計画を基にした事業プログラムの立案、情報収集等による事業化の調整
- ・協議会としての位置付けを明確化と、事業主体（実施主体が外部の場合）との協議

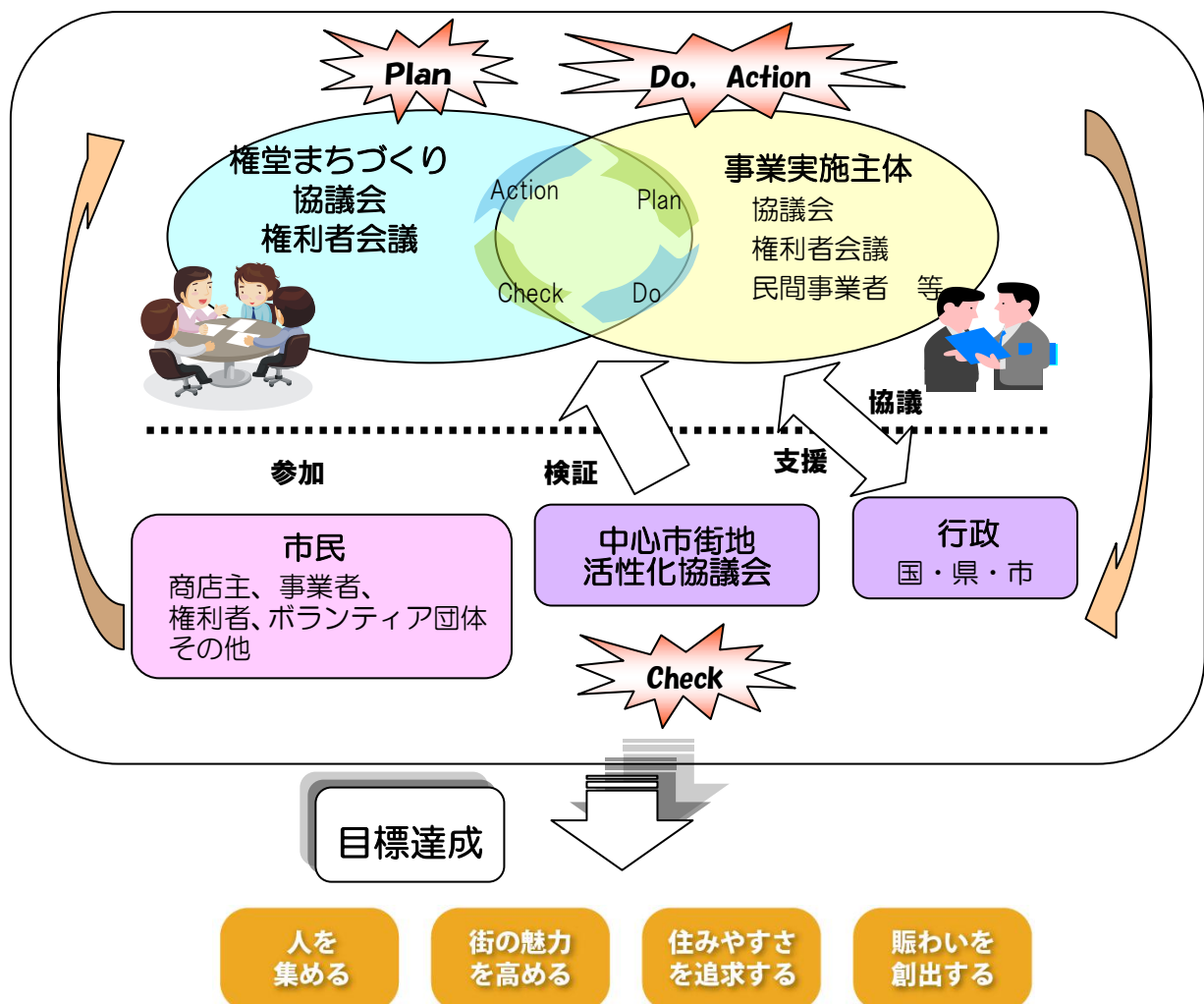
(例)組織及び経済に関する部会

- ・協議会が実施する事業の資金計画の作成と、適切な財政資源の確保
- ・協議会が自立（必要経費の確保）できるための方策を提案と、各部会との調整
- ・事業展開に併せた、会員増加のための企画等の作成
- ・協議会の内外に捉われない、新しいトータルマネージャーの発掘及び育成

4. 事業推進およびフォローアップ体制

本計画は、権堂の将来像を探り、提案事業を展開することで目標を達成させ、権堂再生のきっかけとするものです。

提案事業の推進においては、協議会、権利者会議、事業実施主体、行政等で協議しながら、PDCAサイクル（計画・実行・評価・行動）に基づき、効率的な事業の実施と適切な改善・見直しを常に行うとともに、長野市中心市街地活性化協議会において定期的に検証しながら、権堂地区の活性化の効果が中心市街地全域へ最大限に発現していくよう取り組みます。



5. 今後の課題

- ・初動期における協議会の運営資金等の経済条件の確立
- ・トータルマネージャーの選任および実施スタッフの確保と人材育成

7. 権堂再生のテーマ

権堂は、信州善光寺へ向かう参道の一部を担い、旧来より庶民の台所として利用され、かつ精進落としをする場所としても栄えてきた歴史があります。現代では、長野市内における随一の歓楽街として、「映画」や「劇場」といった文化が薫る興行の街として市民に親しまれており、これは権堂が誇る街の魅力であり、楽しみ方です。

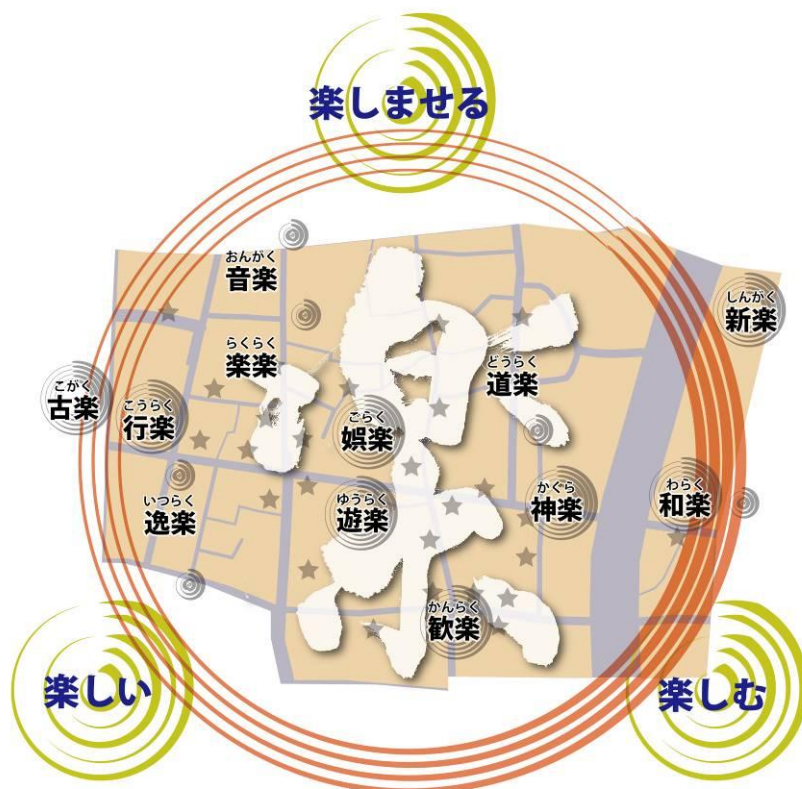
このような権堂という街の特性を鑑み、これから進められるハードの整備事業と活性化のソフト事業を展開していくうえで、権堂における市街地再生のテーマを一字によって表現しました。

それが **“ 楽 ”** です。

街の楽しみ方や関わり方は老若男女、十人十色です。そのため、権堂再生テーマの「楽」についても、人によって色々な受け取り方があり、「楽しい」、「楽しむ」、「楽しませる」と読むか、また「娯楽」、「歓楽」、「音楽」と表現するか、それとも「安楽」、「気楽」、「楽な」と感じるか、人それぞれであり、千差万別です。よって、「楽」は、特に読み方を設定せず、個々に委ねたいと考えました。

さらに、「人と街をつなげる」地区内の小拠点については、誰もが再生計画が目指すところを直感的にイメージできるように、その特徴や今後の事業展開を「楽」に繋がる言葉で表現しました。

権堂は、商業環境と居住環境、門前町としての歴史と歓楽街としての賑わい、住民と観光客、昼の顔と夜の顔など、様々な要素が共存・混在しているのが街の魅力と言えます。今後は、その魅力を更に活かしていくとともに、地域の実状や今後の見通し等を踏まえ、見直して行くべき点については真摯に受け止め、より良い市街地の形成に向けて改善していくことで、多くの人が集い、来街者が自由に楽しみ方を選べる街を目指していきます。



資料

1. 権堂地区再生計画評価・検討部会等開催概要

2. 権堂地区再生計画評価・検討部会要綱

1. 権堂地区再生計画評価・検討部会等開催概要

(1) 権堂地区再生計画評価・検討部会

①策定に関わる委員体制（委員 20 名）

職名	選出区分	氏名	役職等（設立当初）
部会長	民間諸団体の代表者等	北村 正博	長野商工会議所 会頭
副部会長	学識経験者	築山 秀夫	長野県短期大学 多文化コミュニケーション学科 准教授
委員	評価専門委員会	竜野 泰一	NPO 法人長野都市経済研究所 理事
		金澤 玲子	ハウジングスタイリスト
		石川 利江	ISHIKAWA 地域文化企画室 代表
		樋口 敦子	長野県青年国際交流機構 会長
		柳瀬 亮太	信州大学工学部 建築学科 准教授
	学識経験者	小野里 幸織	建築士会長野支部 女性建築士委員会委員長
		清水 秀幸	㈱さくら都市総合研究所 代表取締役
	民間諸団体の代表者等	山浦 悦子	長野商工会議所女性会 会長
		宮島 章郎	長野商店会連合会 会長
		宵野間 信行	長野市中央通り活性化連絡協議会 会長
	地域住民の代表	湯本 泉	第三地区まちづくり(住民自治)協議会 会長
		朝日 貞義	権堂町区長 (区長変更により第2回まで) (" 第3回から)
		柄澤 洋一	
		加藤 烈	田町区長
		後藤 正行	東後町区長
		内山 文雄	緑町町内会会長 (会長変更により第2回まで) (" 第3回から)
		高野 式夫	
		水内 盛雄	西鶴賀町区長
		市村 信幸	権堂商店街協同組合 理事長
		石坂 正志	東後町商盛会 会長

②開催の経緯

回数	開催日	協議内容等	出席委員数
第1回	平成28年 2月5日（金）	・部会の役割と進め方・スケジュールについて ・現計画によるこれまでの取組みの状況と地区の現状について ＜発表者＞ 築山秀夫副部長・長野県短期大学准教授 越原照夫まちづくり長野タウンマネージャー ・意見交換	18名
第2回	平成28年 3月9日（水）	・現計画による取組み事業について ・意見交換	19名
第3回	平成28年 5月20日（金）	・大規模小売店舗から見た権堂地区のまちづくりについて ＜発表者＞ 株式会社イトーヨーカ堂担当者 株式会社モール・エスシー担当者 ・権堂地区再生計画の評価検証(案)について ・今後の計画検討について	18名
第4回	平成28年 6月29日（水）	・権堂地区再生計画評価検証中間報告について ・権堂地区再生計画の見直しについて	17名
第5回	平成28年 11月15日（火）	・権堂地区再生計画に関する市民アンケートの中間報告について ・権堂まちづくり市民ワークショップ開催状況報告について ・権堂地区再生計画の見直しに伴う基本方針とまちづくりの方策について	17名
第6回	平成28年 12月22日（火）	・提案事業の検討状況について 権堂まちづくり研究会拡大委員会検討状況 権堂まちづくり市民ワークショップ検討状況 ・権堂地区再生計画の見直しに伴う基本方針及び方策、提案事業について	17名
第7回	平成29年 1月27日（金）	・権堂地区再生計画見直し（素案）について	19名

(2) 権堂まちづくり市民ワークショップ

①策定に関わる委員体制（委員 17 名）

職名	選出区分	氏名	役職等(設立当初)
委員	権堂地区再生計画 評価・検討部会	柳瀬 亮太	信州大学工学部 建築学科 准教授
		築山 秀夫	長野県短期大学 多文化コミュニケーション学科 准教授
		宵野間 信行	長野市中央通り活性化連絡協議会 会長
		湯本 泉	第三地区まちづくり(住民自治)協議会 会長
		市村 信幸	長野市権堂商店街協同組合 理事長
	公募委員	小澤 賢司	会社員
		春日 有美	主婦
		廣田 宜子	長野市市民協働サポートセンター センター長
	若い世代	太田 亜矢子	長野商工会議所 青年部
		荻原 陽子	長野青年会議所
		黒石 由香利	第3地区登録子育てサークル
		羽田 奈緒	権堂地区再生計画評価・検討部会員推薦
		角居 康宏	田町区内 金工家
	権堂地区再生計画 区域内の ・地権者・居住者 ・商店主など	渡辺 綱幸	権堂まちづくり協議会
		滝澤 太郎	権堂まちづくり研究会
		戸谷 剛	飲食店(やひろ丸) 経営
		杉本 健一	会社員(権堂地区在住)

②開催の経緯

回数	開催日	協議内容等	出席委員
第1回	平成28年 10月27日(木)	- 権堂地区再生計画とは - 権堂地区再生計画の取り組み - 権堂地区の現状データ - 権堂地区再生計画の見直し - 検討スケジュールと進め方	13名
第2回	平成28年 11月2日(水)	- まち歩き - まち歩きの振り返り	11名
第3回	平成28年 11月29日(火)	- 第5回評価・検討部会の報告 まちづくり市民アンケート 「基本方針」と「方策」(案) - まちづくりアイデアの検討<Ⅰ>	5名
第4回	平成28年 12月15日(木)	- 地元からのまちづくり提案 エリアマネジメントについて ゾーニングと再開発について <発表者> 越原照夫まちづくり長野タウンマネージャー - まちづくりアイデアの検討<Ⅱ>	7名
第5回	平成29年 1月12日(木)	まちづくりアイデアの検討<Ⅲ>	9名
第6回	平成29年 1月20日(金)	提案事業(案)の説明と検討	8名

2. 権堂地区再生計画評価・検討部会要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、長野市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域のうち権堂町、田町及びその周辺区域に係るまちづくりの方針である権堂地区再生計画（以下「権堂地区再生計画」という。）の実績に係る評価及び検討を行うために条例別表の1に掲げる長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会（以下「評価専門委員会」という。）に条例第7条第1項に規定する部会等として置く長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会権堂地区再生計画評価・検討部会（以下「部会」という。）の組織及び部会の委員（以下「部会員」という。）その他部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 部会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 権堂地区再生計画の実績に係る評価に関すること。
- (2) 権堂地区再生計画の変更に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 部会は、部会員20人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 評価専門委員会の委員の職にある者
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5 条例第7条第2項の規定により準用する条例第5条第1項に規定する会長等は、部会長とする。

2 前項の部会長を補佐するため、副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 条例第7条第2項の規定により準用する条例第5条第3項に規定するあらかじめ会長等の指名した委員は、前項の副部会長とする。

(庶務)

第6 部会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

長野市告示第10号

長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会権堂地区再生計画評価・検討部会要綱を次のとおり
定めます。

平成28年 1 月 5 日

長野市長 加 藤 久 雄

資料

1. 長野市権堂地区再生計画検討委員会等開催概要 2. 長野市権堂地区再生計画検討委員会要綱

1. 長野市権堂地区再生計画検討委員会等開催概要

(1) 検討委員会

①策定に関わる委員体制（委員 19 名）

職名	選出区分	氏名	役職等(設立当初)
委員長	学識経験者	柳沢 吉保	長野工業高等専門学校 環境都市工学科教授
副委員長	民間諸団体の代表者等	市川 浩一郎	NPO 法人長野都市経営研究所理事長
委員	地域住民の代表	清滝 慶一	第三地区住民自治協議会会長
		袖山 孝史	権堂町区 (権堂町区長変更により第3回まで)
		朝日 貞義	(" 第4回のみ)
		湯本 泉	田町区
		立野 弘	東後町区
		野本 敏春	緑町区
		水内 盛雄	西鶴賀町区
		市村 信幸	長野市権堂商店街協同組合
		工藤 忠幸	東後町商盛会
	民間諸団体の代表者等	今井 克明	長野商工会議所専務理事
		室賀 サダ子	長野商工会議所女性会会長
		渡辺 晃司	長野商店会連合会会長
	学識経験者	関 敦子	建築士会長野支部女性建築士委員会委員長
		堀越 倫世	まちづくり活動提案審査委員会委員
	まちづくり団体の代表	越原 照夫	㈱まちづくり長野 タウンマネージャー
		金澤 レイ子	ハウジングスタイリスト
		樋口 敦子	ながのまちづくりカフェ
		横田 悦二郎	表参道ふれあい通り推進委員会委員長

②開催の経緯

回数	開催日	協議内容等	出席委員数
第1回	平成23年 1月24日（月）	・委員会について （委員会の役割、専門部会・市民ワークショップの設置、 専門部会委員等の選出） ・既存計画と地区の現状について	16 名
第2回	平成23年 3月25日（金）	【第1次とりまとめ】 ・これまでの検討経過について 専門部会及び市民ワークショップの開催経過 ・権堂地区まちづくりの方針・構想（素案）について	15 名
第3回	平成23年 6月 6日（月）	【第2次とりまとめ】 ・これまでの検討経過について ・権堂地区再生計画 ・まちづくり事業の提案について	16 名
第4回	平成24年 1月24日（火）	【最終とりまとめ】 ・これまでの検討経過について ・長野市権堂地区再生計画（案）について	14 名

(2) 専門部会

①策定に関わる委員体制（委員 12 名(第 9 回以降 11 名)）

職名	選出区分	氏名	役職等(設立当初)
部会長	検討委員会委員	横田 悦二郎	表参道ふれあい通り推進委員会委員長
副部会長		金澤 レイ子	ハウジングスタイリスト
委員		袖山 孝史	権堂町区(権堂町区長変更により第8回まで)
		朝日 貞義	権堂にぎわい再生委員会(第9回から権堂町区代表兼務)
		市村 信幸	長野市権堂商店街協同組合
		越原 照夫	(株)まちづくり長野 タウンマネージャー
		樋口 敦子	ながのまちづくりカフェ
民間諸団体の代表者等	小林 竜太郎	歴史の町長野を紡ぐ会	
	宮本 圭	有限責任事業組合ボンクラ	
	増沢 珠美	企画編集室ナノグラフィカ	
	村山 幸造	長野フードサービス研究会	
	田川 賀子	ながの情報編集者	

②開催の経緯

回数	開催日	協議内容等	出席委員
第 1 回	平成23年 2月 9日（水）	・専門部会の役割について ・第 1 回検討委員会での審議結果について ・今後の進め方について ・先行事例紹介	10 名
第 2 回	平成23年 3月 8日（火）	・まちづくりの方針と構想（素案）について	11 名
第 3 回	平成23年 3月16日（水）	・第 2 回市民ワークショップについて ・まちづくりの方針と構想（素案）について	10 名 柳沢委員長
第 4 回	平成23年 3月22日（火）	・まちづくりの方針と構想（素案）について	12 名 柳沢委員長
第 5 回	平成23年 4月25日（月）	・まちづくりの方針と構想（素案）について ・地元関係者との意見交換 ・権堂 B－1 地区市街地再開発準備組合との意見交換	9 名 他関係者 7 名 柳沢委員長
第 6 回	平成23年 5月17日（火）	・まちづくり構想（案）に対する意見について ・市民ワークショップの報告 ・具体的事業の検討について	10 名 柳沢委員長
第 7 回	平成23年 5月27日（金）	・提案事業の検討について	11 名 柳沢委員長
第 8 回	平成23年 7月 8日（金）	・権堂地区再生計画 中間報告 ・権堂 B－1 地区開発事業に係る公共施設導入計画（案）について ・情報発信拠点の整備について （1）権堂地区まちづくりの今後の展開イメージについて （2）情報発信拠点の整備イメージについて	8 名 柳沢委員長
第 9 回	平成23年 10月 6日（木）	・権堂地区再生計画の策定と提案事業の展開について ・権堂まちづくりセンターについて	10 名 柳沢委員長
第10回	平成23年 11月28日（月）	・権堂地区再生計画策定とまちづくり事業について	7 名 柳沢委員長
第11回	平成23年 12月16日（金）	・権堂地区再生計画（素案）について	10 名 柳沢委員長

(3) 市民ワークショップ

①策定に関わる委員体制（委員28名）

一般公募委員：22名

専門部会委員：6名

②策定の経緯

回数	開催日	協議内容等	出席委員
説明会	平成23年 2月 9日（水）	・ 計画策定とワークショップの役割 ・ 権堂地区の現状と既存計画 ・ ワークショップの進め方 ・ 先行事例紹介	一般約 20 名
第 1 回	平成23年 2月26日（土）	・ 現地踏査 ・ 踏査の振り返り	19 名
第 2 回	平成23年 3月 8日（火）	・ 構想（案）について ・ まちの再生テーマについて	15 名
第 3 回	平成23年 4月26日（火）	・ 権堂地区まちづくり構想（案）について ・ ワークショップの位置づけについて	13 名
第 4 回	平成23年 5月12日（木）	・ 権堂地区まちづくり構想（案）について	17 名
第 5 回	平成23年 7月 8日（金）	・ 権堂地区再生計画 中間報告について ・ 権堂B－1地区開発事業に係る公共施設導入計画（案）について ・ 情報発信拠点の整備について （1）権堂地区まちづくりの今後の展開イメージについて （2）情報発信拠点の整備イメージについて	13 名
第 6 回	平成24年 2月15日（水）	・ 権堂地区再生計画について ・ 権堂まちづくり協議会について	11 名

2. 長野市権堂地区再生計画検討委員会要綱

(設置)

第1 権堂地区（長野市中心市街地活性化基本計画（平成19年5月28日策定）に定めた中心市街地の区域のうち、権堂町、田町及びその周辺地域をいう。以下同じ。）における今後のまちづくりの方針並びに行政、地域住民及び民間事業者の役割を明らかにし、権堂地区に係る公共投資の在り方及び土地、建物等の利活用に関する計画（以下「権堂地区再生計画」という。）を策定するため、長野市権堂地区再生計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 権堂地区再生計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 民間諸団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、第2に定める任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7 委員会に、権堂地区再生計画を専門的かつ技術的に調査し、及び研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員長の指名によりこれを定める。

4 専門部会に、専門の事項を調査及び研究させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

5 専門委員は、市長が委嘱する。

6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

問い合わせ先

長野市都市整備部市街地整備局市街地整備課

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 (026) 224-8389

FAX (026) 224-5065

Eメール shigaichi@city.nagano.lg.jp

平成24年2月（初版）

平成29年10月（改定版）